

男女共同参画推進特別措置実施のための理事候補者推薦に関する協議会規則  
(令和元年十二月十九日規則第百九十一号)

(目的)

第一条 この規則は、役員選任規程（会規第八号。以下「規程」という。）第四条の第三項の規定に基づき、男女共同参画推進特別措置実施のための理事候補者推薦に関する協議会（以下「協議会」という。）の組織、議事手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議員の構成)

第二条 規程第四条の三第三項の規定により選任する協議会の協議員（以下「協議員」という。）は、各弁護士会連合会の代表者をもって充てる。

2 協議員は、自らが協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(議長及び副議長)

第三条 協議会に、協議員の互選により、議長及び副議長一人を置く。

2 議長は、協議会の会務を総理する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは議長の職務を行う。

4 協議会は議長が招集する。ただし、議長が選任される前又は議長及び副議長のいずれにも事故があるとき、若しくは議長が欠けたときは、会長が招集する。

(幹事)

第四条 議長は、必要に応じて、幹事若干人を協議員以外の弁護士である会員の中から委嘱することができる。

2 幹事は、議長の命を受け、協議会の議案の立案、整理、資料の収集等をなすものとする。

3 幹事の任期は、委嘱された日から委嘱された後最初に到来する五月三十一日までとする。

(議事)

第五条 協議会の議事は、出席した協議員（第二条第二項の代理人を含む。以下同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 協議会の議事は、公開しない。ただし、幹事は、協議会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。

(秘密の保持)

第六条 協議員及び幹事は、協議会の活動により知り得た情報について秘密を保ち、当事者及び関係人の名誉を保持するよう留意しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 本会は、令和元年十二月六日総会決議による日本弁護士連合会会則第五十六条第一項第三号及び第三項から第五項まで並びに第六十三条第二項の改正規定（以下「会則改正規定」という。）の施行後二年を経過した場合において、男女の理事の選任状況、理事の職務に関わる環境整備の状況その他会則改正規定及び関連する諸規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。